

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530093

研究課題名(和文) 民事訴訟における当事者変動と責任分配

研究課題名(英文) The change of parties and the distribution of burdens on each party in civil procedure

研究代表者

上田 竹志 (UEDA, Takeshi)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：80452803

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民事訴訟制度における当事者の変動と、それにかかる利害関係人の行為責任の分配との関係を、主に任意的当事者変更制度を対象に分析した。

その結果、判例の背後にある利益衡量を理論化し、また、当事者にとって任意的当事者変更が持つ意義を明らかにした。それによれば、任意的当事者変更は、原告の当事者特定負担を軽減するために導入されるべきで、任意的当事者変更制度により、原告は事実審の口頭弁論終了時までに当事者を特定すればよいことになる。

研究成果の概要(英文)：This study analyzed the system of exchange of party (especially defendant) in the civil procedural system and the distribution of the burdens on each party mainly in the "not legislated voluntary party exchange ("Der nicht geregelte gewillkuerte Parteiwechsel" in German civil procedural system)".

As a result, This study theorized the balancing of interests behind precedents about the exchange of party and clarified the meaning and significance that the system has for the parties concerned. According to that, the system of exchange of party should be introduced in order to alleviate the burden on plaintiff about identifying parties (especially defendant) and plaintiff can identify parties by the end of trial under the system.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：任意的当事者変更 当事者変動

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初には、以下の背景があった。

(1) 当事者の行為責任論の後退

報告者管見の限り、現在、民事訴訟法学会においては、規範的正統性を重視した解釈論が精緻に展開されており、その反面、かつて「第三の波」等で見られたような、当事者の行為責任の微細な分配を試みるような解釈論は後退している。後者は、民事訴訟制度の規範的正統性よりも、むしろ社会的正当性にかかわる問題である。

しかし、いかなる法制度であっても、規範的正統性と社会的正当性は、いずれも制度の存立に関わる根本問題である(システム論的な語彙で言い換えれば、規範的正統性を失った制度は法的コミュニケーションの一貫性、統一性を維持できず、システムとしてのアイデンティティを喪失するし、社会的正当性を失った制度は自閉し、法的コミュニケーションに必要な情報(「差異をもたらす差異」)を供給できず、社会システムとして死を迎える)。民事訴訟制度の社会的正当性の検証作業は、現代においてその必要性が高まっているものと考えた。

(2) 当事者変動論の展開と問題

現在、当事者論は民事訴訟法学の中でも比較的議論が盛んな領域である。しかしその中であって、任意的当事者変更論は、兼子一博士が1925年「訴訟承継論」において当時のドイツにおけるKisch説(複合行為説)を紹介し、自説とされて以降、目立った理論的進展がない。当のドイツにおいては、複合行為説は絶対的少数説となり、任意的当事者変更をめぐる多くの判例が蓄積され、問題解決の具体的な妥当性と、それを支える理論構築が進んだにも関わらず、日本においてはこれが「当事者確定」「死者名義訴訟」などの特殊な問題と結びつけられることで、任意的当事者変更制度の必要性やそのあるべき姿が明らかにならないままとなった。また、判例においては、個別ケースの妥当な解決が、理論的根拠を欠いたまま、多くは便宜的な「表示の訂正」に依存することによって図られてきた。そのため、任意的当事者変更がなぜ必要なのかから、今一度議論を説き起こす必要性が高かった。その際、周辺制度である参加承継・引受承継、独立当事者参加、同時審判訴訟、主観的追加的併合等、広義の当事者変動制度との関連や棲み分けを十分に考察する必要があった。

2. 研究の目的

本研究は、当事者変更における責任分配とその時間的推移を検討し、一定の解釈論的指針の析出を試みるものであった。本研究はさしあたり、任意的当事者変更理論の分析を行

うが、その際、当該制度がいかなる積極的な正義を実現するために存在す「べき」か(規範的正統性)の議論と、仮に当該制度が(報告者が規範的に正統と考える態様で)存在する場合、その制度の存在は個々の訴訟当事者にとって、いかなる行為責任・行為規範を提供することになるか、その行為責任の分配や程度は社会的に受け入れられるものか、の二点を明確に分けて分析する。

3. 研究の方法

本研究は、さしあたり任意的当事者変更制度を分析対象とするが、当該制度は、19世紀後半のドイツ民事訴訟法制定時以降、明文規定はないものの、当時の学説やライヒスゲリヒトによって繰り返し認められてきたものであり(それ以前の訴訟制度はドイツ国内でも統一的でないが、概ね、訴訟係属中の当事者変更は禁じられていたようである)我が国における当該制度の理解も、ほぼドイツ学説をそのまま輸入したものであった。

また、ドイツ法と同様に当該制度についての明文規定を欠く我が国においては、説く寺社特定の誤りの後処理問題は、当事者確定問題の一領域として扱われ、学説は表示説を痛切とするものの、判例はこの点において必ずしも理論的に一貫しておらず、判例の傾向を読み解くことは困難とされた。

そこで本研究では、以下の方法によって、任意的当事者変更理論の必要性およびその具体的内容を検討することとした。

(1) ドイツ学説・判例の分析

ドイツにおける任意的当事者変更理論は、訴え変更説、複合行為説、特殊行為説が提唱され、対立しているとされる。また、任意的当事者変更に関する判例は、第二次世界大戦前後を通じて常に一定割合存在し、そこには一定の分析可能な判例法理が形成されていると評価できる。この母国たるドイツの状況を、戦前から近時にまでわたって分析した先行業績はない(もっとも近時のもので、鈴木重勝教授の1960年前後のものが挙げられる)ため、当事者の特定の誤りという日独において共通に発生する問題についての、ドイツにおける取組みを、改めて検討する必要がある。

(2) 我が国の判例分析

我が国において、原告が当事者の特定を誤った場合の処理方法は乏しく、判例はもっぱらこれを表示の訂正ないし任意的当事者変更の問題として処理してきた。さらに、原告を救済すべき場合には表示の訂正を認め、そうでない場合には任意的当事者変更の問題とする(そして、任意的当事者変更を不許とする)傾向が見られる。

判例は、個別事例における解決の妥当性を優先させるため、上記のような乏しい手段を

「使い回す」に当たって、特段の理論的な根拠を挙げることが少なかった。そのため、学説の側からは、判例の当事者確定基準が不明瞭で、理論的に一貫しないとの批判がなされることとなった。もっとも、学説の側は、当事者確定問題はすぐれて概念的なものとして構築し、判例が直面する個別事例における微細な利益衡量に対して、必ずしも正面から対応しない傾向も見られたため、理論と実務との間に乖離も見られた（この乖離を相当程度に修復したのが、新堂幸司教授の規範分類説と解するが、新堂説においても、当事者特定の誤り問題を、原則として表示の訂正／任意的当事者変更の枠組みで処理しようとする点は、従来の説と同様である）。

そこで本研究では、我が国における当事者特定の誤り問題において、下級審裁判例を含めた判例が、個別事例における解決の妥当性を図るために、どのような利益衡量を行い、そこにどのような判断の傾向が見られるかを、今一度検証することとした。この点については、上野泰男教授、坂原政夫教授、松原弘信教授等による判例分析の先行業績があるが、本研究はこれらを参考にしつつ、近時の裁判例までを含めて、判例の傾向を分析する。

(3) 我が国における任意的当事者変更論

上記を踏まえて、当初の研究の目的に則り、我が国においてなぜ任意的当事者変更制度の整備が必要なのか（どのような価値の実現を行うべきか）、それによって当事者はいかなる行為指針を得ることができるかについて、解釈論の次元で提言を行う。

4. 研究成果

上記の研究方法を遂行した結果、以下の知見を得ることができた。

(1) ドイツ学説・判例について

ドイツにおいては、前述の通り訴え変更説、複合行為説、特殊行為説の三説があり、このうち日本で通説とされているものは複合行為説であるが、これは先述の通り、兼子一博士が1920年代にドイツ学説を涉猟した時点においてのみ有力な説であり、1940年代に特殊行為説が提唱されて以降は絶対的少数説となり、現在この説を採る論者はほぼ皆無である（この点は、すでに我が国でも紹介されている）。

また、現在は訴え変更説と特殊行為説の論者双方が存在するが、このうち前者は、いわば「修正された訴え変更説」とも呼ぶべき内容に変質しており、特殊行為説の理論的業績を相当程度に取り入れているため、理論的に両説は大差がない状況となっている。

そして、任意的当事者変更に関する判例は戦後もコンスタントに現れているが、そこに現れる問題状況は、日本において生じている

当事者特定の誤り問題と、ほとんど差がない。しかし、ドイツにおいては、上述の任意的当事者変更理論が適用されることで、理論的にも根拠づけられ、かつ個別事例における解決としても妥当な結論が導かれていることが見て取れる（もっとも、上訴審における被告交替において、新被告の審級の利益を保護すべき要請が、ドイツにおいては若干弱く捉えられているように感じられ、この点は我が国における議論からみれば違和感が残らないではない）。

以上を踏まえれば、任意的当事者変更理論について複合行為説を墨守し、その利便性を大きく削ぎつつ、「表示の訂正」という理論的に不透明な方法で個別事例における解決の妥当性を図ろうとする我が国にとって、ドイツにおける理論状況を参照すべき必要性は大きいことが明らかとなった。

(2) 我が国の判例分析

我が国における判例（下級審裁判例）のうち、当事者の特定を誤った事例は、報告者が把握できた限りでは、死者名義訴訟に関するもので20件余り、その他の当事者の誤りに関するもので50件近くに達する。これらの判例の傾向を調べると、従来学説において当事者確定問題として考えられてきた問題処理の枠組みよりも、さらに微細な利益衡量が働き、妥当な問題解決が図られていることが明らかになった。

すなわち、実務においては、当事者の特定誤りが発覚した時点に応じて細かく処理を分けており（上野泰男教授の先行業績が、この点を正当に指摘する）。

訴え提起時点（当事者確定に際して訴状しか資料がない）

第一回口頭弁論時点（本案について訴訟状態が形成されておらず、被告の不利益が考えられない）

第一審審理経過時点（本案について訴訟状態が形成されているが、事実上、新被告による手続の引き継ぎが比較的容易）

第一審判決送達後（新被告は審級の利益を侵害されるおそれが生じている）

判決確定後

等の段階に応じて、新被告の手続保障の必要性（特に審級の利益）と、原告の便宜とを調整させながら、便宜的に訴状表示を訂正したり、事件を第一審に差し戻すなどの処理を行っている。その処理は、妥当性という点に限れば、ドイツ判例における処理のそれに比べても大きく劣る点はないと解される（むしろ、審級の利益保護のための融通無碍な差戻しは、報告者管見の限り、ドイツにおいて見られない手法である）。

以上を踏まえれば、我が国の判例に現れる処理の傾向を理論的に正当化する作業が必要であり、その際にドイツ任意的当事者変更理論を一定程度参照することが有益であることが予想される。

(3) 我が国における任意的当事者変更論

上記を踏まえて、報告者は、日本においても任意的当事者変更論を今一度再構築し、実務における当事者の誤り問題を規範的に適正に正統化し、その処理に一貫性・予測可能性を与えることが有益であると考えに至った。そこで、任意的当事者変更のうち最も先例が多い被告の交替について、以下を提言した。

任意的当事者変更の趣旨は、単に原告の便宜を図ることに限られる。その際、被告側の裁判を受ける権利(弁論権、審級の利益等)を制限しない限度においてのみ、原告の便宜は図り得る。

任意的当事者変更は、第一審においては、旧被告を請求放棄と同様に確定的に訴訟から解放し、新被告を訴訟に引き込む形で行われ、原告の単独行為で可能である。旧被告の解放をすべきでないならば、主観的追加的併合を行うべきである(主観的追加的併合との棲み分けはここでされる)。

控訴審においては、被告の審級の利益を保護するため、新被告の同意がある場合に限り、被告交替は可能である。(なお、論文発表時の見解に加え、現在では、第一審への差戻しの効果を伴う任意的当事者変更も可能ではないかと考える。)

任意的当事者変更の効果は、証拠の続用に限られ、それ以上の効果は同制度の趣旨を超える。新被告が従前の訴訟状態に拘束されるとすれば、それは任意的当事者変更の効果ではなく、端的に訴訟上の禁反言等の効果と考えるべきである(報告者は、交替前の手続に新被告が関与し、重大な影響を及ぼし、かつ実体法上審級被告の責任財産の同一性を評価できる場合に、訴訟状態の拘束を肯定して良いと考える)。

また、上記のように構想された制度を、社会的正当性の観点から検討すれば、以下のようになる。

任意的当事者変更制度は、原告にとって、当事者の特定の最終期限を事実審の口頭弁論終結時とし、それまでの弁論の結果得られた資料を当事者特定に用いることを許容することを意味する。

これは、当事者特定のための特段の情報収集制度を予定しない現行民事訴訟制度にあっては、当事者にとって便宜で、妥当な制度と評価できる。

当事者特定責任の分配を直接の理論対象とする紛争主体特定責任説は、既存の制度が提供する行為責任の当否を批判的に検討した上、訴訟外に既に存在する交渉秩序としての当事者特定責任の分配を、訴訟制度に反映させようとする試みと解されるが、現代社会においてそのような交渉秩序が訴訟外に妥当するかは、現象記述の問題として再検討されるべきである。

上記提言中、 は、いわゆる「第三の波」における「手続既存の観念」とでも呼ぶべき理論的順拠点に対する現代的批判としても企図されている。もっとも、本研究において、第三の波に代替されるような当事者の行為責任分配をめぐる原理について、一定の確定的な回答を出すことはできず、実体法上の労働法、消費者法等の領域に対応した、新たな手続法およびそれが市民に提供する行為責任のあり方が重要であると示唆するにとどまった。

なお、上記で得られた知見を民事訴訟制度の他の問題に応用することで、一定の研究を行った。具体的には、訴訟と相殺の抗弁の重複問題について、相殺権者と相手方の行為責任分担問題を、実体法における相殺権の制度趣旨との関連で分析した(研究会報告にとどまる)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

上田竹志, 任意的当事者変更について、民事訴訟雑誌、査読なし、60号、2014、171 - 181

[学会発表](計 4件)

上田竹志, 任意的当事者変更について、民事手続研究会(九州)、2013.03.02、九州大学法学部(福岡県福岡市)

上田竹志, 任意的当事者変更について、関西民事訴訟法研究会、2013.03.30、エルおおさか(大阪府大阪市)

上田竹志, 任意的当事者変更について、民事訴訟法学会、2013.05.18、上智大学(東京都千代田区)

上田竹志, 重複訴訟の禁止と相殺の抗弁について、民事手続研究会(九州)、2014.10.18、九州大学法学部(福岡県福岡市)

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上田 竹志 (UEDA Takeshi)
九州大学・大学院法学研究院・准教授
研究者番号：80452803

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし